

Cosmos Corporation

**特定無線設備の技術基準適合証明
及び工事設計認証業務規程**

特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務規程

管理番号 : QAL003
ページ : 2/42
版 : 2.3
施行日 : 2023.07.03

目次

第 1 章 総 則	3
第 2 章 運 営 基 準	4
第 3 章 技 術 基 準 適 合 証 明	7
第 4 章 工 事 設 計 認 証	10
第 5 章 手 数 料 等	13
第 6 章 証 明 員	14
第 7 章 財 務 諸 表	15
第 8 章 変 更 の 届 出	16
第 9 章 雑 則	17
特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証業務規程別表	18

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本業務規程は、株式会社コスモス・コーポレーション(以下「当社」という。)が電波法(昭和25年法律第131号、以下「法」という。)第38条の2の2の規定に掲げる登録証明機関の登録を受けて、第38条の6第1項の規定による特定無線設備の技術基準適合証明(以下「証明」という。)及び法第38条の24第1項の規定による特定無線設備の工事設計についての認証(以下「認証」という。)を行うために必要な事項を定め、これをもって証明及び認証業務(以下、証明等という。)の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(登録に係る事業の区分)

第2条 本業務規程に基づき当社が証明等を行う事業の区分は、法第38条の2の2第1項各号に定める事業区分とする。

(業務時間)

第3条 証明等業務を行う時間は、午前9:00から午後6:00までとする。

(休日)

第4条 以下に定める日、期間は証明等業務を行わないものとする。
但し、以下に定める日において、当社が特別に業務を行う場合にあっては、この限りではない。

- 一 土曜日、日曜日
- 二 祝祭日
- 三 当社の規定する、夏季及び冬季休暇
- 四 自然災害等により当社がその都度定める臨時の休日

(業務を行う事務所)

第5条 証明及び認証業務を行う事務所は以下のとおりとする。

- 一 株式会社コスモス・コーポレーション 松阪事業所
〒515-1104 三重県松阪市桂瀬町718番地1
- 二 株式会社コスモス・コーポレーション 大野木事業所
〒516-2102 三重県度会郡度会町大野木3571番地2

第 2 章 運 営 基 準

(組織)

- 第6条 証明等に係る業務を適正かつ公正に執り行うため、EMC・通信課を担当部署とし、当社の登録に係る証明等のための審査に対する決定権を持つものとする。
- 2 証明等業務の責任者を担当部署責任者とし、本業務規程の第6章に定める証明員を第5条に定める事務所に配置する。

(責任と権限)

- 第7条 担当部署責任者は、証明等業務を管理、統括する。
- 2 担当部署責任者は、総務大臣に届け出済みの証明員の中から証明等に係る業務を執り行う者を選定する。
- 3 証明員は、証明等のための申込に係る無線設備(以下「申込設備」という。)に対し、本業務規程に基づいて証明等のための審査を行う。

(測定器等)

- 第8条 証明等に係る試験には、法第24条の2第4項第2号で定める校正を行った測定器及びその他の測定器、設備を使用する。
- 2 これらの測定機器及び設備は、当社の校正実施手順書に従い、校正、保守・点検管理を行う。

(機密の保持)

- 第9条 職務上で知り得た証明等の申込者の機密に関する事項を、その職を辞した後も他に漏洩しない旨の機密保持誓約書を、関連する職員及び必要に応じて申込者等と取交わし、機密の保持を遵守する。

(帳簿等の管理)

第10条 証明等に係る業務内容の記録は、証明等規則第13条第1項及び第21条において準用する第13条に定める内容を帳簿に記録し、帳簿、財務諸表等管理手順書に従い、適正に維持、管理する。当該帳簿等の保管期間は、証明等を行った日から起算し、10 年間保存する。尚、保管方法は、管理が適切に行うことのできる専用の場所で保管を行う。総務省令で定められた帳簿に記載する事項は以下の通りとする。

- a. 証明等を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- b. 証明等の求めに係る書類の受理年月日
- c. 証明等の求めに係る無線設備の種類及び工事設計
- d. 証明等の求めに係る無線設備の型式名又は名称及び製造番号
- e. 証明等のための審査を行った際に用いた試験の方法
- f. 技術基準適合証明のための審査を行った際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号二に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称
- g. 審査の経過(試験にあつては、試験項目ごとの試験結果を含む。)及び結果
- h. 証明等番号及び証明等をした年月日
- i. 業務規程別表第3号に規定する書類

(内部監査)

第11条 証明等に係る業務の運営状況に対する内部監査を実施し、業務の品質の維持に努める。内部監査は、品質管理部門主導で実施する。

(市場調査)

第12条 当社は、認証した無線設備について必要があると認めた場合、市場から適宜購入し、該当する省令の技術基準への適合及び工事設計の同一性が確保されているかどうかを確認するための調査を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 当社は、証明又は認証した設計に基づく無線設備について、使用者等から苦情があった場合には、該当する省令の技術基準への適合及び工事設計の同一性が確保されているかどうかを確認するための調査を行うものとする。

(異議申立)

- 第14条 申込者は、当社が行った証明等の審査方法或いは結果等に異議がある場合には、法第38条の14第1項、法第38条の24第3項において準用する同法第38条の14第1項の規定に基づき総務大臣に対し、登録証明機関が技術基準適合証明または工事設計認証のための審査を行うことを命ずべき事を申請することができる。

(試験の委託)

- 第15条 当社は、必要に応じて特性試験の一部又は全部を外部に委託する。

- 2 当社は、特性試験の一部又は全部を外部に委託する場合において、次項を事前に取り決める。
 - 一 委託する試験の範囲及びそれに係る無線設備の種類
 - 二 受託者が法別表第3の下欄に掲げる測定器等であって、法第24条の2第4項第2号イからニまでのいずれかに掲げる校正等を受けたもの(その校正等を受けた日の月の翌月の一日から起算して一年(技術基準適合証明等を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間)以内のものに限る。)を使用して試験が行われることを確認するための事項
 - 三 証明等規則別表第1号に定める特性試験の方法と同じ方法で試験が行われることを確認するための事項
 - 四 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことを確認するための事項
 - 五 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項
 - 六 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項
 - 七 その他特性試験に係る試験業務の適正な実施を確保するために必要な事項
- 3 特性試験の一部又は全部を外部に委託する者は、次の各号に掲げる者とする。

株式会社ディーエスピーリサーチ
〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町1-4-3

- 4 当社は、特性試験の一部又は全部を前項各号に掲げる者に委託する場合において、申込者から証明等規則第6条第2項各号に掲げる事項の閲覧等の請求があった場合、当社と前項各号に掲げる者との間で取り交わした、証明等規則第6条第2項各号に掲げる事項に係わる契約書の写しを、閲覧のために公開するものとする。
- 5 当社は前項の請求に対し、当社又は第3項各号に掲げる者の機密に関する事項の公開を拒否することができる。

(情報の提供)

- 第16条 証明等業務に係る申込者に必要な情報は、当社のウェブサイト上等にて公開する。

第 3 章 技 術 基 準 適 合 証 明

(申込)

- 第17条 証明を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、別表第1ー1号の申込書、別表第2号の業務依頼書及び別表第3号が示す各提出書類を当社に提出するものとする。
但し、当社指定以外の書式での申し込みがなされた場合で、必要事項が網羅されている場合は、当該書類を受付けるものとする。
- 2 申込者が試験結果報告等書類を提出しない場合は、試験結果報告等書類に代えて、申込に係る無線設備(以下「申込設備」という。)を提出する。
- 3 当社は、第1項の申込書、業務依頼書及び各提出書類が提出されていることを確認した後、受付受理するものとする。上述の受付日をもって証明等規則第 13 条に定める受理年月日とする。

(審査)

- 第18条 当社は、申込を受理したときは、別表第4号の受付確認通知書を申込者に通知するとともに、遅滞無く証明員に審査を行わせる。
審査は、証明等規則別表第1号及び電波法 技術基準適合証明等業務手順書に基づき下記の審査を行う。
- 一 工事設計の審査
 - 二 対比照合審査
 - 三 特性試験
- 2 第1項において、申込者が申込設備を提出しないときは、試験結果を記載した試験記録及びその試験が次の各号に適合することを示す書類について、特性試験に代え適合性の審査を行う。
- 一 受託者が法別表第3の下欄に掲げる測定器等であって、法第24条の2第4項第2号イからニまでのいずれかに掲げる校正等を受けたものを(その校正等を受けた日の月の翌月の一日から起算して一年(技術基準適合証明等を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間)以内のものに限る。)使用して試験が行われていること。
 - 二 証明等規則別表第1号一(3)に規定する特性試験の方法と同等以上の方法で試験が行われていること。
 - 三 法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者。若しくは、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。

- 3 証明等規則第6条第3項に規定される変更の工事を行った申込設備については、変更された部分について第1項(一)～(三)の審査及び試験を行う。
- 4 特性試験において、提出された申込設備全数から別表第12号に示す台数を無作為に抜き取り、それらについて評価を行う。尚、この試験結果について、電氣的ばらつきが大きいと認められる場合は、さらに同数の抜き取りを行うか、全数に対して評価を行う。

(事務所以外で行う証明の審査)

- 第19条 申込者の要望があり、かつ、当社が支障なく証明業務を執り行うことができ、証明員を派遣することが可能な場合は、第5条に規定する事務所以外の場所へ証明員を派遣して証明のための審査を行うことができる。

(審査結果の判定)

- 第20条 第18条の審査完了後、審査を実施した証明員は、審査結果の記録を残す。また、必要に応じて審査を行った以外の証明員が判定結果を含め報告書の妥当性を確認する。

(審査結果の通知)

- 第21条 当社は、申込設備に対する証明のための審査の結果が妥当であると判断し、該当する技術基準への適合を証明したときは、技術基準適合証明書をもって申込者に通知する。
- 2 当社は、第1項の証明を拒否するときは、技術基準に適合しない旨を、技術基準適合証明等拒否通知をもって申込者に通知する。
 - 3 第1項及び第2項の通知は、原則として申込を受理した日から、第4条に規定する休日を除く、実働15日以内に行うものとする。ただし、提出書類または申込設備の不備による遅延が生じた場合は、この限りではない。

(審査結果の報告)

- 第22条 当社は、第18条に規定する審査に基づき証明を行った申込設備について、証明等規則第6条第4項の規定に基づき総務大臣に報告する。

(表示)

第23条 当社は、証明を行ったときは、別表第11号に定める表示を申込者に交付し、証明を行った設備の見やすい箇所に表示するものとする。

(不適合の報告)

第24条 当社は、不正な手段により証明を受けたことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告する。

2 当社は、証明員が法令に違反して証明のための審査を行ったことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告する。

(申込の取下げ)

第25条 申込者は、申込の全部、又はその一部を取下げることができる。

2 当社は、証明に係る申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対して申込の取下げを求めることができる。

- 一 当社が審査のために必要と認めた追加の書類、又は申込設備の提出を申込者に求めた日から20日以内にその提出がなかったとき。
- 二 申込書、提出書類等に不備があり、その訂正、又は補足を求めた日から20日以内にそのための措置をとらなかったとき。

第 4 章 工 事 設 計 認 証

(申込)

- 第26条 認証を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、別表第1ー2号の申込書、別表第2号の業務依頼書及び別表第3号が示す各提出書類を当社に提出するものとする。
但し、当社指定以外の書式での申し込みがなされた場合で、必要事項が網羅されている場合は、当該書類を受付けるものとする。
- 2 申込者が試験結果報告等書類を提出しない場合は、試験結果報告等書類に代えて、申込に係る無線設備(以下「申込設備」という。)を提出する。
- 3 当社は、第1項の申込書、業務依頼書及び各提出書類が提出されていることを確認した後、受付受理するものとする。上述の受付日をもって証明等規則第21条において準用する第13条に定める受理年月日とする。

(審査)

- 第27条 当社は、申込を受理したときは、別表第4号の受付確認通知書を申込者に通知するとともに、遅滞無く証明員に審査を行わせる。
審査は、証明等規則別表第3号及び電波法 技術基準適合証明等業務手順書に基づき、下記の審査を行う。
- 一 工事設計の審査
二 対比照合審査
三 特性試験
四 確認の方法の審査
- 2 第1項に於いて、申込者が申込設備を提出しないときは、試験結果を記載した試験記録及びその試験が次の各号に適合することを示す書類について、特性試験に代え適合性の審査を行う。
- 一 受託者が法別表第3の下欄に掲げる測定器等であつて、法第24条の2第4項第2号イからニまでのいずれかに掲げる校正等を受けたもの(その校正等を受けた日の月の翌月の一日から起算して一年(技術基準適合証明等を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間)以内のものに限る。)を使用して試験が行われていること。
- 二 証明等規則別表第3号ニにおいて準用する証明等規則別表第1号一(3)に規定する特性試験の方法と同等以上の方法で試験が行われていること。
- 三 法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者。若しくは、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。

- 3 証明等規則第6条第3項に規定される変更の工事を行った申込設備については、変更された部分について第1項(一)～(四)の審査及び試験を行う。
- 4 国際標準化機構(ISO)が定める品質マネジメントシステムであるISO9001や、これを含む自動車、医療機器、航空機等の品質マネジメントシステム規格の登録を受けている申込者又は工場で生産される無線設備に係る申込において、その登録を受けた内容が証明等規則別表第4号に定める確認方法書の要求事項に適合していると認められる場合は、確認方法書の提出に代えて当該申込者又は製造工場に係るISO9001等の登録証の写しを提出することができる。

(事務所以外で行う認証の審査)

- 第28条 申込者の要望があり、かつ、当社が支障なく認証業務を執り行うことができ、証明員を派遣することが可能な場合は、第5条に規定する事務所以外の場所へ証明員を派遣して認証のための審査を行うことができる。

(審査結果の判定)

- 第29条 第27条の審査完了後、審査を実施した証明員は、審査報告書を作成し、その報告書に審査の結果を記録する。また、必要に応じて審査を行った以外の証明員が判定結果を含め報告書の妥当性を確認する。

(審査結果の通知)

- 第30条 当社は、申込設備に対する認証のための審査の結果が妥当であると判断し、該当する技術基準への適合を認証したときは、工事設計認証書(別表第6号)をもって申込者に通知する。
- 2 当社は、第1項の認証を拒否するときは、技術基準に適合しない旨を、技術基準適合証明等拒否通知をもって申込者に通知する。
 - 3 第1項及び第2項の通知は、原則として申込を受理した日から、第4条に規定する休日を除く、実働15日以内に行うものとする。ただし、提出書類または申込設備の不備による遅延が生じた場合は、この限りではない。

(審査結果の報告)

- 第31条 当社は、第27条に規定する審査に基づき認証を行った申込設備について、証明等規則第17条第4項の規定に基づき総務大臣に報告する。

(不適合の報告)

- 第32条 当社は、不正な手段により認証を受けたことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告する。
- 2 当社は、証明員が法令に違反して認証のための審査を行ったことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告する。
- 3 認証を受けて適合表示を行っている無線設備が、該当する省令の技術基準に適合していないことを知ったときは、その旨を総務大臣に報告する。

(申込の取下げ)

- 第33条 申込者は、申込の全部、又はその一部を取下げることができる。
- 2 当社は、認証に係る申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対して申込の取下げを求めることができる。
- 一 当社が審査のために必要と認められた追加の書類、又は申込設備の提出を申込者に求めた日から20日以内にその提出がなかったとき。
 - 二 申込書、添付書類等に不備があり、その訂正、又は補足を求めた日から20日以内にそのための措置をとらなかったとき。

第 5 章 手 数 料 等

(手数料等の額)

第34条 証明もしくは認証を受けようとする者の支払う手数料の額は、別表第8号の通りとする。

- 2 当社が証明又は認証を拒否した場合、規定の手数料のうち既に行った業務に係る費用を請求する。尚、証明において工事設計の審査を除く審査で不適合となった場合、申込設備全数に係る手数料を請求する。
- 3 証明又は認証に係る申込の取下げを行った場合、規定の手数料のうち既に行った業務に係る費用を請求する。
- 4 認証を受けようとする者が日本国内の場合、手数料に加算して消費税を請求する。

(手数料等の収納)

第35条 当社は証明又は認証の申込に係る業務が完了した時点で、前条の手数料に係る請求書を申込者に送付し、これを受理した申込者は現金で当社指定の銀行口座への振込みにより収納する。

第 6 章 証 明 員

(証明員の資格)

第36条 証明員の資格は、法別表第4に規定するところによる。

(証明員の職務遂行)

第37条 証明員は、証明等の公共性と重要性を自覚し、本業務規程に従い厳正に職務を遂行する。

(証明員の選任又は解任)

第38条 証明員の選任又は解任は代表取締役社長が行う。ただし、次の各号に該当しない場合は、その意に反して解任することができない。

- 一 証明員に休職を命じたとき
- 二 証明員を解雇したとき
- 三 証明員が退職したとき
- 四 証明員がその職務を遂行することができないと判断したとき

(証明員の選任及び解任の届出)

第39条 代表取締役社長が証明員を選任、又は解任したときは、証明等規則第9条(同規則第21条において準用する場合を含む。)に規定する手続きにより、その旨を総務大臣に届け出る。

第 7 章 財 務 諸 表

(会計整理)

- 第40条 当社は、毎事業年度経過後三ヶ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成する。
- 2 第1項の財務諸表等の作成は総務部が行う。
- 3 第1項の財務諸表等の保管期間は最低5年間とし、第5条で規定する事務所に保管する。

(財務諸表等の閲覧)

- 第41条 法第38条の11第2項に規定する者は、本業務規程の第3条に定める業務時間内において、次にあげる請求をすることができる。
- 一 財務諸表等が文面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて総務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- 2 当社は第1項の申込があったときは、別表第9号の財務諸表閲覧等申込書の提出を求めるものとする。
- 3 当社は第1項の請求に正当な理由が認められない場合、当該申込を拒否することができる。
- 4 当社は第1項第2号又は第4号の請求に対しては、所定の費用を申込者に請求する。

第 8 章 変 更 の 届 出

(役員の選任及び解任の届出)

第42条 当社は役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出る。

(業務規程変更の届け出)

第43条 当社は本業務規程を変更しようとするときは、その変更された業務規程に基づいて業務を開始する前に、その変更された業務規程を総務大臣に届け出る。

(代表者の氏名、事務所の名称及び所在地変更の届け出)

第44条 当社は代表者の氏名、事務所の名称及び所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出る。

(業務の休廃止の届け出)

第45条 当社は登録証明機関の登録に係わる技術基準適合証明の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出る。

第 9 章 雑 則

- 第46条 当社は証明等に係る申込を求める全ての申込者を平等かつ公正に扱い、本業務規程に基づき厳粛に業務を遂行する。
- 第47条 当社は証明等に係る業務の運営において、いかなる場合においても法及び法に係る省令を厳守する。
- 第48条 当社は証明等に係る審査において、法並びに法に係る省令に明記されない事項に対し、公共の電波の適切な利用を第一に考え、明確な根拠に基づく技術的な考察及び当該無線設備に係る市場の動向を考慮した上で、妥当な判断を行う。
- 第49条 本業務規程に基づく業務は、2023年7月3日から実施する。

特定無線設備の技術基準適合証明
及び工事設計認証業務規程別表

特定無線設備の技術基準適合証明
及び工事設計認証業務規程

管理番号 : QAL003
ページ : 19/42
版 : 2.3
施行日 : 2023.07.03

別表第1－1号

技術基準適合証明申込書

年 月 日

株式会社 コスモス・コーポレーション 殿

申込者 郵便番号
住所（本社）
法人名
役職、代表者名
担当部署
責任者名 印

※私は下記の代理人を定めて、工事設計の認証に関する申込手続に係る権限を委任します。

申込代理人 郵便番号
住所
法人名
役職、氏名 印

下記の通り電波法第38条の6の規定による技術基準適合証明を受けたいので、業務規程別表第3号に規定する書類等を添えて申し込みます。

申込の区分		新規 ☐	変更 ☐
特定無線設備の種別		証明規則第2条第1項第 号 の無線設備	
特定無線設備の型式又は名称			
特定無線設備の製造者名			
製造番号			
申込台数			
技術基準適合証明を希望する電波の型式、周波数及び空中線電力			
特定無線設備の提出		有 ☐	無 ☐
特性試験結果資料の提出		有 ☐	無 ☐
変更の場合	工事設計書の変更 *	有 ☐	無 ☐
	技術基準適合証明番号等 *		
	相 違 点 *	(別紙)	
連絡先	郵便番号、住所		
	部署		
	氏名		
	電話		
	E-mail 又は FAX		
備 考			

注 ※ は委任を行う場合に委任者などを記載する。委任がない場合は不要です。

* は申込区分が新規の場合は不要です。

特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務規程

管理番号 : QAL003
ページ : 20/42
版 : 2.3
施行日 : 2023.07.03

別表第1－2号

工 事 設 計 の 認 証 申 込 書

年 月 日

株式会社 コスモス・コーポレーション 殿

申込者 郵便番号
住所（本社）
法人名
役職、代表者名
担当部署
責任者名 印

※私は下記の代理人を定めて、工事設計の認証に関する申込手続に係る権限を委任します。

申込代理人 郵便番号
住所
法人名
役職、氏名 印

下記の通り電波法第38条の24の規定による工事設計の認証を受けたいので、業務規程別表第3号に規定する書類等を添えて申し込みます。

申込の区分	新規 ☐ 変更 ☐
特定無線設備の種別	証明規則第2条第1項第 号 の無線設備
特定無線設備の型式又は名称	
特定無線設備の製造者名	
工事設計認証を希望する電波の型式、 周波数及び空中線電力	
特定無線設備の提出	有 ☐ 無 ☐
特性試験結果資料の提出	有 ☐ 無 ☐
変更 の 場 合	工事設計書の変更 *1 有 ☐ 無 ☐
	確認方法書の変更 *1 有 ☐ 無 ☐
	認 証 番 号 *1
	相 違 点 *1 (別紙)
	同番認証希望の有無 *1 *2 有 ☐ 無 ☐
申込者等の ISO9001 登録	有 ☐ 無 ☐ 所 在 地 製造工場名 製造工場の ISO9001 登録 有 ☐ 無 ☐
連絡先	郵便番号、住所 部署 氏名 電話 E-mail 又は FAX
備 考	

注 ※ は委任を行う場合に委任者などを記載する。委任がない場合は不要です。

*1 は申込区分が新規の場合は不要です

*2 は希望に添えない場合が有ります

特定無線設備の技術基準適合証明
及び工事設計認証業務規程

管理番号 : QAL003
ページ : 21/42
版 : 2.3
施行日 : 2023.07.03

別表第2号

技術基準適合証明等 業務依頼書

JOB No.: _____ 年 月 日

☐ 技術基準適合証明 台数 (台)	☐ 技術基準適合証明 変更申込
☐ 工事設計認証	☐ 工事設計認証 変更申込
☐ その他 ()	

1. 担当者情報

会社名		部署名	
フリガナ		役職名	
担当者名	印	Eメール	
住 所			
電話番号		Fax	
請求書送付先 ^{*1}	〒		

^{*1} 担当者の住所と異なる場合のみ記載。

2. 日程

証明等審査完了希望日	年 月 日	備考	
試験の実施	申込設備(試験サンプル)を提出 ☐	試験結果報告書を提出 ☐	
申込設備提出予定日 ^{*2}	年 月 日	備考	
試験の立会を希望	する ☐ しない ☐	備考	

^{*2} 申込設備を提出する場合。

3. 無線設備の情報

型式名			
外形寸法	(w) (d) (h) (mm)	重量	(Kg)
申込設備の電源定格	AC / DC (V)	備考	
申込設備と共に提出する 周辺機器等		備考	
準備依頼する周辺機器等		備考	

4. 製造工場情報

製造工場名		電話番号	
フリガナ		FAX	
住 所			
ISO9001 等登録証 ^{*3}	ある ☐ ない ☐		

^{*3} 品質マネジメントシステムの登録範囲が、当該無線設備の製造を含んでいること。

証明責任者印	証明担当者印	営業責任者印	営業担当者印

特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務規程

管理番号 : QAL003
ページ : 22/42
版 : 2.3
施行日 : 2023.07.03

別表第3号

提出書類一覧表

書類番号	書類名称	備考
1	申込書(別表第1-1号及び別表第1-2号)	証明等の申込の旨を記載したもの。申込の対象となる無線設備に関する諸情報を含む。
2	業務依頼書(別表第2号)	申込に関する業務の内容及び担当者の連絡先を記載したもの。
3	技術基準適合証明等を受けた特定無線設備との相違点リスト	証明又は認証を受けた特定無線設備の変更の工事を行う内容及びその他必要事項に関して記載した書類。
4	工事設計書	証明等規則別表第2号の様式に従い作成された設計書。
5	無線設備接続系統図	3の書類の一部かつ証明等規則別表第2号の図に相当するものであって、無線設備の回路の構成及び各機能をブロック線図で表したものであり、当該無線設備の動作の方法が確認できるもの。
6	確認方法書	無線設備がその工事設計に合致することを確認するための方法に関して、証明等規則別表第4号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書類又は本業務規定第27条第4項に規定する書類。
7	筐体の仕様書	筐体が容易に開閉されないための担保の仕様を示す書類。
8	試験結果報告等書類 (申込設備を提出しない場合のみ)	無線設備が技術基準に適合していることを説明する書類で、証明等規則別表第1号1(3)の規定による試験の結果が記載されているもの、及び本業務規定第18条第2項又は第27条第2項に規定する書類。
9	申込設備の図面・写真等	無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であって寸法を記載した書類。
10	その他	上記以外に証明等の審査に必要と判断された書類。

別表第4号

受 付 確 認 通 知 書

殿

株式会社コスモス・コーポレーション

下記の特定無線設備に係る申込を受理いたしましたので、通知します。

申込者名	
申込の種類	☐ 技術基準適合証明 ☐ 工事設計認証
特定無線設備の種別	
型式又は名称	
受付番号	
通知年月日	年 月 日
備考	

本受付確認通知書は、申込書及び提出資料の受理を申込者に通知するものです。

1. 上記受付番号に関して、下記事項を了承願います。

 (1) 申込資料の審査過程において、受付番号が変更になる場合があります。

 (2) 当該申込について不適合の通知がなされた場合は、受付番号は無効とします。

2. 下記の場合、本通知書に関わらず認証を行うことは出来ません。

 申込書又は申込書の添付書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための処置を取らなかったとき。

3. 認証の通知は原則として本通知書の発行日から15日(休日を除く)以内に行います。

 但し、以下のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

 (1) 審査の過程において追加又は補正の書類又は設備の提出を求めたとき。

 (2) 証明規則第17条の規定による書類に不備があったとき。

別表第5号(証明)

技術基準適合証明書

殿

特定無線設備の種別	
特定無線設備の型式又は名称	
特定無線設備の製造者名	
特定無線設備の製造番号	
電波の型式、 周波数及び 空中線電力	
技術基準適合証明番号	
技術基準適合証明を行った日	
備 考	

上記のとおり、電波法第38条の6第1項の規定に基づく技術基準適合証明を行ったものであることを証する。

年 月 日

株式会社 コスモス・コーポレイション

別表第6号(認証)

工事設計認証書

殿

特定無線設備の種別	
特定無線設備の型式又は名称	
特定無線設備の製造者名	
電波の型式、 周波数及び 空中線電力	
工事設計認証番号	
工事設計の認証を行った日	
備 考	

上記のとおり、電波法第38条の24第1項の規定に基づく工事設計の認証を行ったものであることを証する。

年 月 日

株式会社 コスモス・コーポレーション

別表第7号

技術基準適合証明等拒否通知

年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇殿

特定無線設備の種別	
特定無線設備の型式又は名称	
特定無線設備の製造者名	
特定無線設備の製造番号	
技術基準適合証明等を希望する電波の型式、周波数及び空中線電力	
技術基準適合証明等拒否の理由	
備 考	

上記の理由により、当該無線設備の技術基準適合証明等を拒否することを、ここに通知する。

株式会社コスモス・コーポレイション

別表第8号

1 技術基準適合証明

技術基準適合証明手数料

- (1) 免許不要局:電波法第38条の2の2第1項第1号
- (2) 包括免許対象局(特定無線局):電波法第38条の2の2第1項第2号
- (3) その他:電波法第38条の2の2の第1項第3号

上記(1)～(3)共通

- a) 基本料:50,000 円
(また変更申込の場合の基本料は、30,000 円とします。)
- b) 申込設備を提出しない場合の書類評価料:20,000 円/1 台
- c) 特性試験手数料等
 - 1) 申込設備により試験費用を加算します(試験工数により基本費用を設定)。送受信機の数が2台(異なる周波数帯域の場合を含む)以上のときは、試験モードに応じて試験費用を加算します。
 - 2) 同一種別であった場合でも、別モード、別チャンネルの試験が必要な場合は、試験工数により試験費用を加算します。
 - 3) アンテナ一体型試験法による場合は、その試験工数に応じて試験費用を加算します。
 - 4) アンテナ利得又は、放射パターン等の測定が必要な場合は、その試験工数に応じて試験費用を別途加算します。
 - 5) SAR の試験を行う場合は、試験モード等を考慮し必要費用を加算します。
 - 6) キャリアセンス機能の試験の動的周波数選択(DFS)機能の試験を行なう場合には、試験工数に応じて金額を別途加算します。
 - 7) 当社事務所以外の場所で適合証明の業務を行った場合の経費については、証明員派遣費として当社事務所からその場所への移動に要した時間数に対して、証明員の旅費として当社の定める旅費規程に基づいた額を加算します。
 - 8) 申込の取下げがあった場合は、基本料金及び既に試験又は審査が開催されていたときは、それまでに試験又は書類評価を行った工数に相当する手数料を申し受けます。
 - 9) 証明ラベルは、簡易な耐水シールでの作成となります。
 - 10) 技術基準適合証明書の再発行料は、5,000 円/1 枚とします。
 - 11) 過去の実績等で審査工数の減少又は増加が見込まれると当社が判断した場合、別途手数料を設定する場合があります。

注1:技術基準適合証明の1回の申込台数は、100 台までです。

注2:適合証明手数料は、基本料に書類評価料又は特性試験手数料等を加算した金額に成ります。

2 工事設計認証、変更の工事

工事設計認証手数料

- (1) 免許不要局:電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号
- (2) 包括免許対象局(特定無線局):電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号
- (3) その他:電波法第 38 条の 2 の 2 の第 1 項第 3 号

上記(1)～(3)共通

a) 新規申込の場合の基本料金 :200,000 円

b) 変更申込の場合の基本料金

- ①送信機の RF 部等への変更 :150,000 円
- ②軽微な変更申込 :80,000 円
- ③製造場所の変更申請 :50,000 円
- ④型式又は名称、製造者名の変更申請 :30,000 円

c) 特性試験手数料等

- 1) 申込設備により試験費用を追加します(試験工数により基本費用を設定)。送受信機の数が 2 台(異なる周波数帯域の場合を含む)以上のときは、試験モードに応じて試験費用を加算します。
- 2) 同一種別であった場合でも、別モード、別チャンネルの試験が必要な場合は、1)を適用します。
- 3) 複合無線設備(一つの筐体の中に種別が異なる複数の無線設備を持つもの)の場合の認証料金は、1つめの種別の基本料金にそれ以外の種別ごとに基本料金手数料の額の 1/2 を加算した額とします。
- 4) アンテナ一体型試験法による場合は、その試験工数に応じて試験費用を加算します。
- 5) アンテナ利得又は、放射パターン等の測定が必要な場合は、その試験工数に応じて試験費用を別途加算します。
- 6) 振動試験、温度試験、湿度試験のいずれか、また一つ以上を行う場合は、上記金額に各 50,000 円を加算します。
- 7) SAR の試験／評価を行う場合は、試験モード等を考慮し必要費用を加算します。
- 8) キャリアセンス機能の試験のうち動的周波数選択(DFS)機能の試験を行なう場合には、試験工数に応じて金額を別途加算します。
- 9) 当社事務所以外の場所で認証の業務を行った場合の経費については、証明員派遣費として当社事務所からその場所への移動に要した時間数に対して、1 時間あたり 5,000 円(1 時間未満は切り上げ)を、また証明員の旅費として当社の定める旅費規程に基づいた額を上記の額に加算します。
- 10) 新規又は変更の申込で、申込者又は製造工場が ISO9001 等の登録が無い場合、又は品質マネジメントシステムの登録範囲が申請の製品の製造に該当しない場合は、基本料金に 30,000 円が加算されます。

特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務規程

管理番号 : QAL003
ページ : 29/42
版 : 2.3
施行日 : 2023.07.03

- 11) 申込の取下げがあった場合は、基本料金及び既に試験又は審査が開催されていたときは、それまでに試験又は書類評価を行った工数に相当する手数料を申し受けます。
- 12) 工事設計認証書の再発行料は、5,000 円／1 枚とします。
- 13) 過去の実績等で審査工数の減少又は増加が見込まれると当社が判断した場合、別途手数料を設定する場合があります。

別表第9号

財務諸表閲覧等申込書

年 月 日

株式会社コスモス・コーポレイション 殿

申込者 会社名
住所 〒

部署及び役職名
氏名 印
連絡先

財務諸表等の閲覧を下記の通り申し込みます。

閲覧等を希望する書類	☐ 財産目録 (年度) ☐ 貸借対照表 (年度) ☐ 損益計算書又は収支計算書 (年度) ☐ 事業報告書 (年度)	
閲覧等の方法	☐ 閲覧・謄写	日時 :
	☐ 謄本 (通)	☐ 郵送希望 送付先が上記以外の場合 住所 : 氏名 : ☐ 電子メール希望 メールアドレス :
	☐ 抄本 (通) 交付を受けたい部分 :	
閲覧等を申し込む法律上の規定	☐ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 23 条の 17 第 2 項 ☐ 電気用品安全法第 37 条第 2 項 ☐ 電気通信事業法第 95 条第 2 項 ☐ 電波法第 38 条の 11 第 2 項	
閲覧等を申し込む理由		

注記 :
1. 財務諸表等の閲覧等を申し込む理由が正当であると認められない場合、拒否致します。
2. 何れかの書面又は電子データを提供する場合は、所定の手数料を頂きます。
また、書面交付の場合、送付に要した料金を頂きます。
3. 当社にて閲覧・謄写をする場合、原則として午前 10 時から午後 5 時と致します。

特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務規程

管理番号 : QAL003
ページ : 31/42
版 : 2.3
施行日 : 2023.07.03

別表第10号

変更の工事に係る事項及び申込書に添付する書類等

変更の工事に係る事項	変更箇所	条件	必要書類
送受信装置の RF 送受信部分に係る変更	a. 電波の型式、周波数 b. 空中線電力 c. 電気回路、プログラム d. 半導体、部品及び材料の変更	- 無線設備系統図、筐体の形状及び寸法に変更が無い場合。 - 無線設備系統図、筐体の形状及び寸法に変更が無く、空中線電力が認証を受けた工事設計より小さくなる場合。 - クロック、発振器等 RF 周波数の生成に係る素子及び変調方式に変更をきたさない場合。 - 電波の型式、周波数及び空中線電力に変更をきたさない場合。 - クロック、発振器等 RF 周波数の生成に係る素子及び変調方式に変更をきたさない場合。	工事設計並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に証明又は認証を受けた設備と異なる部分に係る書類。

軽微な変更の工事に係る事項	変更箇所	条件	必要書類
1. 送受信装置の変更	a. 半導体、部品、材料及び電源装置の変更 b. 空中線及び給電線 c. 受信機の回路変更	- 同等の性能を有する場合。 - 増設、撤去又は取り付け位置の変更の場合。 - 局部発振回路及び海上移動業務の無線局に用いる受信装置に使用するものを除く。	- 工事設計並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に証明又は認証を受けた設備と異なる部分に係る書類。(本表の各変更共通の書類) - 当該部品の電気仕様及びを記載した書類及び工事設計書添付の図面に変更を及ぼす場合はその図面。 - 同上。 - 副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類。
2. 付属装置の変更	a. 選択呼出装置、呼出名称記憶装置、自動識別装置及び送信装置識別装置等 b. 多重端局装置、無線呼	増設、撤去又は取り付け位置の変更の場合。	- 工事設計書添付の図面及ぼす変更箇所を記載した図面 - 同上。

特定無線設備の技術基準適合証明
及び工事設計認証業務規程

管理番号 : QAL003
ページ : 32/42
版 : 2.3
施行日 : 2023.07.03

3. 筐体の変更	出用端局装置、秘密テレメーター不可装置、変調信号処理装置等の符号変換装置等。	- 増設、撤去又は取り付け位置の変更の場合。 - 副搬送周波数、最高変調周波数及び偏移周波数に影響を及ぼさない場合、若しくは通信路数が増加する事とならない場合。	同上。
	c. 警報装置、監視装置、制御装置等		
	a. 部品の配置	増設、撤去又は取り付け位置の変更の場合。	副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類。
	b. 表示器及び操作器		工事設計書添付の図面及ぼす変更箇所を記載した図面。
	c. 本体筐体の材質	- 副次的に発する電波等に影響を及ぼさない場合。 - 増設、撤去又は取り付け位置の変更の場合。 - 電気的特性が同等である場合。	工事設計書添付の図面及ぼす変更箇所を記載した図面及び筐体の材質を示す書類。
	d. 本体筐体の寸法及び形状	移動用又は携帯用のものにあつては、高さ、幅及び奥行きとの和の比が10%までの場合。	工事設計書添付の図面及ぼす変更箇所を記載した図面。

その他の変更に係る事項	変更箇所	条件	必要書類
1. 確認方法の変更	a. 製造場所の変更	工事設計の確認を継続できる場合。	確認方法書及び認証を受けた設備の確認方法書と異なる部分に係る書類。
	b. その他の変更	同上。	同上。
2. その他	a. 型式名又は名称、製造社名等の変更。	省令で規定される表示の様式を維持できる場合。	その旨を記載した書類。

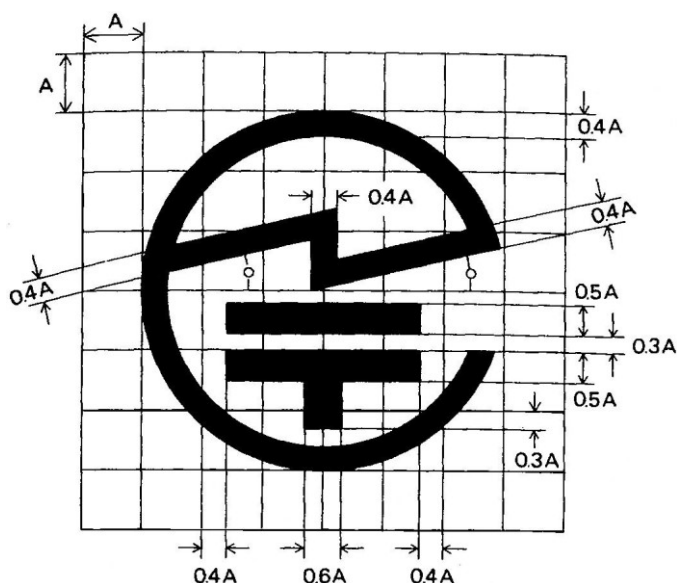
*注記： 証明又は認証を受けた設備と異なる部分に係る書類については、新旧の対比が分かるように記載する。

別表第11号

証明、認証表示に係る規定

1. 証明、認証表示の様式

証明又は認証を受けた無線設備に表示する事項は、次の様式の表示及びそれに付加する記号並びに技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号とする。

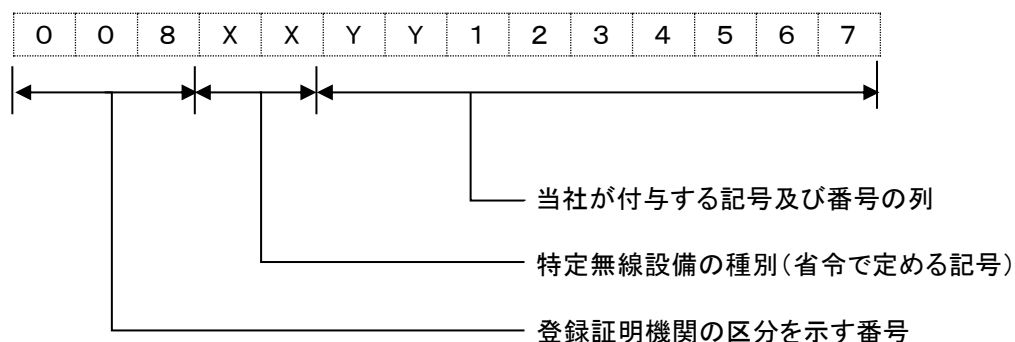


- 1) マークの大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- 2) 表示の近傍に記号 ㊦ を付加する。
- 3) 材料は、容易に損傷しないものであること。
- 4) 地色は、適宜とすること。但し、表示を容易に識別することができるものであること。

2. 技術基準適合証明

- 1) 最初の3桁の番号は、登録証明機関の区分として当社に割り当てられた008とする。
- 2) 続く1又は2文字の記号は、省令により無線設備の種別ごとに定められた記号とする。
- 3) 続く文字列は、証明した無線設備ごとに当社が与えた固有の記号及び番号の列とする。

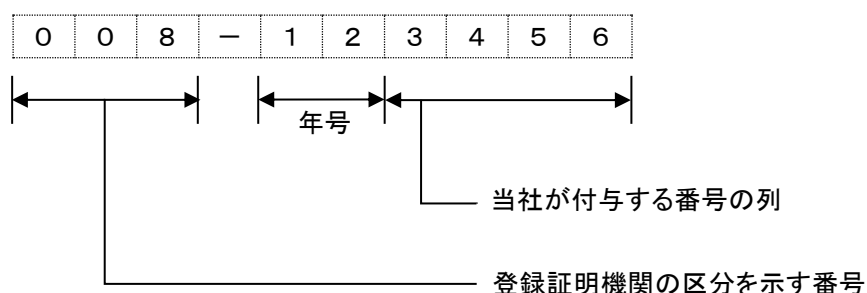
番号の付し方例



3. 工事設計認証番号

- 1) 最初の3桁の番号は、登録証明機関の区分として当社に割り当てられた008とする。
- 2) 続く4文字目は「－（ハイフン）」とし、5文字目から10文字目までは一の工事設計認証ごとに当社の定める番号とする。
- 3) 5文字目から10文字目の番号は、当社が与えた固有の記号及び番号とする。最初の2文字は申込を受理した年号（西暦年数の10桁以下の数字の2桁）とし、それに続く文字列は、認証した無線設備ごとに当社が付与した番号の列とする。

番号の付し方例



- 4) 異なる工事設計認証に基づく二以上の特定無線設備により一の無線設備を構成するものの申込を受けた場合は、当該一の無線設備に対して同一の工事設計認証番号を発行することができる。
- 5) 既に認証を受けている特定無線設備についての申込みを受けた場合は、情報通信認証連絡会（ICCJ）による「同一認証番号とする場合のガイドライン」の最新版（総務省 電波利用ホームページ内、情報通信認証連絡会（ICCJ）ウェブページに掲示）に掲げる条件に於いて、変更前の工事設計認証番号を発行することができる。

特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務規程

管理番号 : QAL003
ページ : 35/42
版 : 2.3
施行日 : 2023.07.03

4 省令記号及び当社の定める整理記号

4-1 免許不要局

無線設備の種別	証明規則 第2条第1項	記号		
		省令で定める記号	証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	当社の定める整理記号
市民ラジオ	第3号	O		AA
コードレス電話	第7号	L		AA
特定小電力機器	第8号	Y	テレメータ用、テレコントロール用、データ伝送用	315MHz 帯 400MHz 帯 920MHz 帯 1200MHz 帯
			無線呼出用	CA
			ラジオマイク用	70MHz 帯 D 型 300MHz 帯 C 型 800MHz 帯 B 型
			無線電話用	GA
			医療用テレメータ用	HA
			体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測用	SA
			移動体識別用	920MHz 帯 2400MHz 帯 (FH 方式のもの) 2400MHz 帯 (FH 方式以外)
			国際輸送用データ伝送設備、国際輸送用データ制御設備用	IA
			ミリ波レーダー	KA
			補聴援助用ラジオマイク	LA
			作業連絡用	OA
			移動体検知センサー	10GHz 帯 24GHz 帯 60GHz 帯 60GHz 帯 (CS 機能有)
			音声アシストシステム	PA
			動物検知通報システム用	YA
小電力セキュリティ	第13号	AZ		A
2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム	第19号	WW		A
2.4GHz 帯小電力データ通信システム	第19号の2	GZ		A
2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム (屋外で使用する模型飛行機の無線操縦用に限る)	第19号の2の2	UV	周波数範囲: 2400MHz～2483.5MHz	A
2.4GHz 帯小電力データ通信システム (屋外で使用する模型飛行機の無線操縦用に限る)	第19号の2の3	VV	周波数範囲: 2471MHz～2497MHz	A
5GHz 帯小電力データ通信システム	第19号の3	XW	(W52, W53) ※旧規定 (注 1)	A
		XA	周波数範囲: 5150MHz～5350MHz、5470MHz～5730MHz (第78号に掲げるものを除く)	A
5GHz 帯屋外型小電力データ通信システム	第19号の3の2	YW	(W56) ※旧規定 (注 1)	A
5GHz 帯小電力データ通信システム	第19号の3の3	HS	(W52 又は W53) 及び W56 を同時に使用するもの ※旧規定 (注 1)	A
準ミリ波帯小電力データ通信システム	第19号の4	HX		A
60GHz 帯小電力データ通信システム	第19号の4の2	WU	空中線電力: 10mW 超	A
60GHz 帯小電力データ通信システム (10mW 以下)	第19号の4の3	WV	空中線電力: 10mW 以下	A

特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務規程

管理番号 : QAL003
ページ : 36/42
版 : 2.3
施行日 : 2023.07.03

5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局	第 19 号の 11	FV	空中線電力:10mW 以下	A
時分割多元接続方式 狭帯域デジタルコードレス電話	第 21 号	IZ		A
時分割多元接続方式 広帯域デジタルコードレス電話	第 21 号の 2	AT	DECT	A
時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話	第 21 号の 3	BT	sXGP	A
PHS 陸上移動局	第 22 号	JX		A
狭域通信システム用陸上移動局	第 32 号	CY		A
狭域通信システム用試験局	第 33 号の 2	FX		A
超広帯域無線システム	第 47 号	UW		B
超広帯域無線システム (UWB レーダー)	第 47 号の 2	VU		A
屋外型超広帯域無線システム	第 47 号の 3	UO	周波数範囲: 7.587GHz~8.4GHz	A
屋外型超広帯域無線システム	第 47 号の 4	UP	周波数範囲: 7.25GHz~9GHz	A
700MHz 帯高度道路交通システム用 陸上移動局	第 64 号	XT		A
5.2GHz 帯高出力データ通信システム用 陸上移動局	第 75 号	CR		A
5GHz 帯小電力データ通信システム (車載)	第 78 号	XR		A
6GHz 帯小電力データ通信システム	第 79 号	YR	VLP(EIRP:25mW 以下)	B
6GHz 帯小電力データ通信システム	第 80 号	ZR	LPI(EIRP:25mW 超、200mW 以下)	A

注 1 2020 年 7 月 10 日までに工事設計認証を受けた旧小電力データ通信システムの無線局等の無線設備に係る認証工事設計について
新たな工事設計認証を受ける場合は、従前の例により工事設計認証を受けることができる。(令和元年 7 月 11 日総務省令第 27 号 附則 4
による)

4-2 包括免許対象局

無線設備の種別	証明規則 第 2 条第 1 項	記号		
		省令で 定める 記号	証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	当社の定 める整理 記号
Ku 帯 VSAT 地球局	第 9 号	V	(第 9 号の 3、第 9 号の 4 を除く)	AA
Ka 帯 VSAT 地球局	第 9 号の 2	SW		A
Ku 帯 VSAT 地球局(高度 500Km)	第 9 号の 3	NR		A
Ku 帯 VSAT 地球局(高度 1200Km)	第 9 号の 4	PR		A
携帯無線通信用中継局	第 10 号	VT	陸上移動局(小電力レピータ) OBW:90%以内	A
携帯無線通信用中継局	第 10 号の 2	VS	陸上移動局(小電力レピータ) OBW:90%超	A
W-CDMA 方式 携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 3	XY		A
CDMA2000 方式 携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 4	ZY		A
W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 7	MW		A
CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 8	NX		A
CDMA2000(3x EV-DO)方式 携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 8 の 2	XU		A
TD-CDMA 方式 携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 11	OW		A
TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 12	PW		A
TD-OFDMA 方式(次世代 PHS) 携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 15	DU		A
TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)	第 11 号の 17	FU		A

特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務規程

管理番号 : QAL003
ページ : 37/42
版 : 2.3
施行日 : 2023.07.03

携帯無線通信用陸上移動局				
SC-FDMA(FDD方式)(LTE-FDD)方式 携帯無線通信用陸上移動局	第11号の19	HU		A
SC-FDMA(FDD方式)(LTE-FDD)方式 携帯無線通信用陸上移動局(NB-IoT)	第11号の19の2	PS		A
SC-FDMA(FDD方式)(LTE-FDD)方式 携帯無線通信用陸上移動局(eMTC)	第11号の19の3	QS		A
SC-FDMA(TDD方式)(LTE-TDD)方式 携帯無線通信用陸上移動局	第11号の21	JU		A
SC-FDMA(TDD方式)(LTE-TDD)方式 携帯無線通信用陸上移動局(中継)	第11号の21の2	IS	中継を行うもの	A
OFDMA(モバイルWiMAX)方式 携帯無線通信用陸上移動局	第11号の25	NU		A
OFDMA(TDD方式)(UMB-TDD)方式 携帯無線通信用陸上移動局	第11号の26	OU		A
第5世代移動通信システム用 陸上移動局	第11号の30	ER	TDD, 3.4GHz～4.1GHz、4.5GHz～4.9GHz	A
第5世代移動通信システム用 陸上移動局	第11号の32	GR	TDD, 27GHz～29.5GHz	A
第5世代移動通信システム用 陸上移動局	第11号の34	KR	FDD	A
携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止)(オムニトラックス)	第14号	BZ		A
携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止)(オープコム)	第14号の2	AY		A
加入者系多方向用移動局	第15号の2	LY		A
5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局	第19号の9	DV		A
5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局(0.2マイクロワット以下)	第19号の10	EV		A
800MHz帯デジタルMCA(陸上移動局)	第20号の2	VX		A
高度MCA陸上移動局等	第20号の3	HR		A
周波数自動選択RZSSB	第25号の2	RO		A
周波数追従RZSSB	第25号の3	RP		A
周波数自動選択狭帯域デジタル	第25号の5	DO		A
周波数追従狭帯域デジタル	第25号の6	DP		A
携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止)(N-STAR)	第28号	TZ		A
携帯移動衛星通信用地球局 (非静止)(イリジウム)	第28号の2	BY		A
スラヤ衛星携帯移動地球局	第28号の2の2	GS		A
グローバルスター携帯移動地球局	第28号の2の3	NS		A
ESIM携帯移動地球局	第28号の2の4	OS		A
Ku帯携帯移動地球局(非静止) (高度500Km)	第28号の2の5	OR		A
Ku帯携帯移動地球局(非静止) (高度1200Km)	第28号の2の6	QR		A
インマルサット携帯移動地球局	第30号	VZ		A
ESV携帯移動地球局	第30号の2	LW	船上地球局	A
ヘリサット携帯移動地球局	第30号の3	OT		A
防災対策携帯移動衛星通信用 携帯移動地球局	第30号の4	MS		A
ルーラル加入者無線	第31号	WZ		A
デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15第1項)	第39号	AW		A
航空移動衛星通信システム	第46号	HW		A
WiMAX用陸上移動局	第51号	IV	直交周波数分割多元接続方式	A
次世代PHS用陸上移動局	第54号	LV	時分割・直交周波数分割多元接続方式	A
次世代PHS用陸上移動局(eMTC対応)	第54号の4	US	時分割・直交周波数分割多元接続方式	A
第5世代移動通信システム用 陸上移動局	第54号の6	MR	TDD, 2545MHz～2655MHz	A

特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務規程

管理番号 : QAL003
ページ : 38/42
版 : 2.3
施行日 : 2023.07.03

4-3 その他の無線局

無線設備の種別	証明規則 第2条第1項	記号		
		省令で 定める 記号号	証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	当社の定 める整理 記号
SSB	第1号の9	S		AA
デジタル	第1号の10	D		AA
F3E 等	第1号の11	F	400MHz 帯	AA
			150MHz 帯	BA
			60MHz 帯	CA
			その他の周波数帯	DA
特定ラジオマイク	第1号の12	B	470MHz～714MHz, 1240MHz～1260MHz	CA
			イヤーク・モニター用 470MHz～714MHz, 1240MHz～1260MHz	DA
デジタル特定ラジオマイク	第1号の12の2	CU	470MHz～714MHz, 1240MHz～1260MHz	B
海上用 DSB	第1号の13	OY		A
SSB	第1号の14	PY		A
F3E 等	第1号の15	QY		A
無線標定	第2号	Q		AA
ラジオ・ビー	第2号の2	RY		A
気象援助局	第3号の2	SY		A
簡易無線	第4号の2	TY	150MHz 帯	A
無線操縦用簡易無線	第4号の4	UY		A
デジタル簡易無線局	第4号の5	SV	150MHz 帯及び 400MHz 帯	A
デジタル簡易無線局 (キャリアセンス機能を備えているもの)	第4号の6	TV	150MHz 帯及び 400MHz 帯	A
920MHz 帯陸上移動局	第4号の7	ZT		A
50GHz 帯 CR(簡易無線)	第5号	C		AA
構内無線局又は陸上移動局	第6号	AS	1200MHz 帯の周波数の電波を使用するもの (テレメータ・テレコントロール・データ伝送用)	B
			2450MHz 帯の周波数の電波を使用するものの 内、周波数ホッピング以外の方式のもの (移動体識別用)	D
			920MHz 帯の周波数の電波を使用するもの (設備規則第49条の9第1号二但し書きに該 当するもの)(移動体識別用)	F
920MHz 帯構内無線局又は陸上移動局 (キャリアセンス機能を備えているもの)	第6号の2	BS	移動帯識別用	A
920MHz 帯構内無線局 (無線電力伝送用)	第6号の2の2	ZS		A
2450MHz 帯構内無線 (周波数ホッピング方式を用いるもの)	第6号の3	CS	移動帯識別用	A
携帯無線通信用中継局	第10号	VT	陸上移動中継局 OBW:90%以内	B
携帯無線通信用中継局	第10号の2	VS	陸上移動中継局 OBW:90%超	B
W-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	第11号の5	AX		A
CDMA2000 方式 携帯無線通信用基地局等	第11号の6	BX		A
W-CDMA 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第11号の6の2	XV		A
CDMA2000 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第11号の6の3	ZV		A
W-CDMA 方式 携帯無線通信用屋内基地局	第11号の6の4	ET		A
CDMA2000 方式 携帯無線通信用屋内基地局	第11号の6の5	FT		A
W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用基地局等	第11号の9	NW		A
CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用基地局	第11号の10	PX		A
W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第11号の10の2	AU		A

特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務規程

管理番号 : QAL003
ページ : 39/42
版 : 2.3
施行日 : 2023.07.03

CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 10 の 3	BU		A
W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用屋内基地局	第 11 号の 10 の 4	GT		A
CDMA2000(EV-DO)方式 携帯無線通信用屋内基地局	第 11 号の 10 の 5	HT		A
TD-CDMA 方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 13	QW		A
TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 14	RW		A
TD-OFDMA 方式(次世代 PHS) 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 16	EU		A
TD-FDMA 方式(MBTDD 625k) 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 18	GU		A
SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 20	IU	OBW:90%以内	A
SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 20 の 2	IT	OBW:90%以内	A
SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式 携帯無線通信用屋内基地局	第 11 号の 20 の 3	JT	OBW:90%以内	A
SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 20 の 4	RS	OBW:90%超	A
SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 20 の 5	SS	OBW:90%超	A
SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式 携帯無線通信用屋内基地局	第 11 号の 20 の 6	TS	OBW:90%超	A
SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 22	KU		A
SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 23	JS		A
SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)方式 携帯無線通信用基地局	第 11 号の 24	KS		A
OFDMA(モバイル WiMAX)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 27	PU		A
OFDMA(TDD 方式)(UMB-TDD)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 28	QU		A
第 5 世代移動通信システム用 基地局	第 11 号の 29	DR	TDD, 3.4GHz~4.1GHz、4.5GHz~4.9GHz	A
第 5 世代移動通信システム用 基地局	第 11 号の 31	FR	TDD, 27GHz~29.5GHz	A
第 5 世代移動通信システム用 基地局	第 11 号の 33	JR	FDD	A
アマチュア無線	第 12 号	K		AA
加入者系多方向用基地局	第 15 号	KY		A
加入者系対向用移動局	第 15 号の 3	MY		A
テレメータ用等の固定局	第 16 号	DZ		A
非常警報用固定局	第 17 号	EZ		A
22GHz 帯固定局	第 18 号	FZ		A
5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	第 19 号の 5	ZW		A
5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2 マイクロワット以下)	第 19 号の 6	AV		A
5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	第 19 号の 7	BV		A
5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局(0.2 マイクロワット以下)	第 19 号の 8	CV		A
800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)	第 20 号の 2	VX		A
高度 MCA 制御局等	第 20 号の 4	IR		A
PHS 基地局	第 23 号	KX		A
PHS 中継局	第 23 号の 2	LX		A
PHS 試験局	第 23 号の 3	MX		A
38GHz 帯固定局	第 24 号	LZ		A
RZSSB	第 25 号	RN		A
狭帯域デジタル	第 25 号の 4	QV		A

特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務規程

管理番号 : QAL003
ページ : 40/42
版 : 2.3
施行日 : 2023.07.03

車両感知用無線標定陸上局	第 26 号	NZ		A
道路交通情報ビーコン	第 27 号	PZ		A
設備規則第 48 条第 1 項のレーダー (マグネトロン・第 3 種レーダー)	第 28 号の 3	VY		A
設備規則第 48 条第 1 項のレーダー (固体素子・第 3 種レーダー)	第 28 号の 4	RT		A
設備規則第 48 条第 3 項のレーダー (マグネトロン・第 4 種レーダー)	第 29 号	UZ		A
設備規則第 48 条第 3 項のレーダー (固体素子・第 4 種レーダー)	第 29 号の 2	ST		A
60GHz 帯高速無線回線用基地局	第 31 号の 2	CX		A
60GHz 帯高速無線回線用 多方向陸上移動局	第 31 号の 3	DX		A
60GHz 帯高速無線回線用 対向陸上移動局	第 31 号の 4	EX		A
80GHz 帯高速無線回線用陸上移動局	第 31 号の 5	UT		A
狭域通信システム用基地局	第 33 号	DY		A
市町村デジタル防災無線通信用固定局	第 38 号	GX		A
デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 第 1 項及び 第 2 項)	第 40 号	BW		A
18GHz 帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信 方式)	第 41 号	CW		A
18GHz 帯陸上移動局 (4 相位相変調方式)	第 42 号	DW		A
18GHz 帯基地局・陸上移動中継局 (信号伝送速度: 6 メガビット以上)	第 43 号	EW		A
18GHz 帯電気通信業務用固定局	第 44 号	FW		A
1500MHz 帯電気通信業務用固定局	第 48 号	VW		A
WiMAX 用基地局等	第 49 号	GV	直交周波数分割多元接続方式	A
WiMAX 用フェムトセル基地局	第 52 号の 2	KT		A
WiMAX 用屋内基地局	第 52 号の 3	LT		A
次世代 PHS 用基地局等	第 53 号	KV	時分割・直交周波数分割多元接続方式	A
次世代 PHS 用フェムトセル基地局	第 54 号の 2	MT		A
次世代 PHS 用屋内小型基地局	第 54 号の 3	NT		A
第 5 世代移動通信システム用 基地局	第 54 号の 5	LR	TDD, 2545MHz～2655MHz	A
地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア	第 57 号	OV	他の放送局の放送番組を中継する方法のみに よる放送を行うための無線設備	A
地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア(CATV 網等接続型)	第 57 号の 2	UU	受信障害対策中継放送を行うための無線設備 に限る	A
エリア放送を行う地上一般放送局	第 57 号の 3	DS		A
超短波放送用ギャップフィルア	第 57 号の 4	GF		A
簡易型船舶自動識別装置	第 58 号	RU		A
簡易型国際 VHF (25W 以下)	第 59 号	SU		A
簡易型国際 VHF (5W 以下)	第 60 号	TU		A
200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地 局	第 61 号	ZU		A
200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地 局	第 61 号の 2	WS	周波数インターリーブを行うもの	A
200MHz 帯広帯域移動無線通信用 陸上移動局	第 62 号	CT		A
200MHz 帯広帯域移動無線通信用 陸上移動局	第 62 号の 2	XS	周波数インターリーブを行うもの	A
700MHz 帯高度道路交通システム用 基地局	第 63 号	WT		A
23GHz 帯陸上移動局	第 65 号	FS		A
23GHz 帯固定局	第 66 号	ES		A
11GHz 帯・15GHz 帯固定局	第 67 号	LS		A
携帯用位置指示無線標識	第 68 号	TI		A
6.5GHz 又は 7.5GHz 帯基地局陸上移動局	第 69 号	YU		C
6GHz 帯電気通信業務用固定局	第 70 号	YS		C
6.5GHz 帯・7.5GHz 帯固定局	第 71 号	YT		C
無人移動体画像伝送システム	第 72 号	RB		A

特定無線設備の技術基準適合証明
及び工事設計認証業務規程

管理番号 : QAL003
ページ : 41/42
版 : 2.3
施行日 : 2023.07.03

5.2GHz 帯高出力データ通信システム用 基地局	第 73 号	AR		A
5.2GHz 帯高出力データ通信システム用 陸上移動中継局	第 74 号	BR		A
150MHz 帯 VHF データ交換装置	第 76 号	PT		A
400MHz 帯デジタル船上通信設備	第 77 号	QT		A

別表第12号

技術基準適合証明の試験に係る抜き取り台数

申込台数	抜き取り台数
1台	1台
2～25台	2台
26～50台	3台
51～90台	5台
91～100台	8台